

国九整経調第 6 1 号

令和 7 年 6 月 5 日

九州地方整備局 総務部 経理調達課長

九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領（令和 4 年 8 月 2 5 日国九整経調第 1 5 4 号）の一部を下記のとおり改正する。

改正前	改正後
第 1 条 略 （定義） 第 2 条 オープンカウンター方式とは、会計法第 29 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により<u>見積り合わせ</u>を行い、契約の相手方を決定する方式をいう。 （対象） 第 3 条 略 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）【抜粋】 （随意契約によることができる場合） 第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 二 予定価格が<u>二百五十万円</u>を超えない工事又は製造をさせるとき。 三 予定価格が<u>百六十万円</u>を超えない財産を買い入れるとき。 四 予定賃借料の年額又は総額が<u>八十万</u>	第 1 条 略 （定義） 第 2 条 オープンカウンター方式とは、会計法第 29 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約（以下「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により<u>見積合わせ</u>を行い、契約の相手方を決定する方式をいう。 （対象） 第 3 条 略 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）【抜粋】 （随意契約によることができる場合） 第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 二 予定価格が<u>四百万円</u>を超えない工事又は製造をさせるとき。 三 予定価格が<u>三百万円</u>を超えない財産を買い入れるとき。 四 予定賃借料の年額又は総額が<u>百五十</u>

<u>円</u>を超えない物件を借り入れるとき。 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が<u>百万円</u>を超えないものをするとき。 (参加資格) 第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 二 <u>見積り合わせ</u>時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 三～五 略 2 略 第5条～第12条 略 <u>(附則)</u> 略	<u>万円</u>を超えない物件を借り入れるとき。 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が<u>二百万円</u>を超えないものをするとき。 (参加資格) 第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 二 <u>見積り合わせ</u>時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 三～五 略 2 略 第5条～第12条 略 <u>(削除)</u>
--	--

附則 本要領は、令和7年4月1日から適用する。